

日本光生物学協会功績賞および協会賞の制定と受賞者の選出についての規程

(2012/8/17 委員会承認)

(1) 賞の制定

・日本光生物学協会(以下、協会と略記)は 2012 年度に日本光生物学協会功績賞(以下、功績賞と略記)および日本光生物学協会協会賞(以下、協会賞と略記)を制定する。功績賞および協会賞を協会年会開催年に選出し、協会年会において表彰する。功績賞および協会賞の各受賞者に 1-2 万円程度の表彰盾あるいはメダル等を授与する。協会賞の受賞者は、受賞後の次の協会年会において受賞者講演を行うこととする。また、功績賞の受賞者は、受賞後の次の協会年会において、受賞者講演を行うことができるものとする。

・功績賞(2 名以内)

日本で長年に渡り世界トップレベルの光生物学研究を行い、日本の光生物学研究者として活動したもので、かつ、協会に対しても多大な功績のあったもの(主に退職者対象、66 歳以上)。

・協会賞(2 名程度)

日本で世界トップレベルの光生物学研究を行い、顕著な業績を挙げた会員学協会の会員(経歴豊富な世界最先端レベルの現役研究者対象、65 歳以下)。

(2) 受賞者の選出

・協会委員会は功績賞および協会賞についての案内を行い、会員学協会の所属会員からの応募を協会で一括して受け付ける(自薦、他薦可)。

・協会委員が選考委員を務め、協会会長が選考委員長となる。協会庶務担当委員は候補者全員のリスト、候補者の推薦書類を選考委員全員に配布し、選考委員全員の投票によって受賞者を決定する。協会各委員は自身を候補者にすることもできるが、自身あるいは自身が推薦した者に投票することはできない。

・協会奨励賞を受賞したものは、15 年経過以降に協会賞の候補者となることができる。協会賞を受賞したものは、10 年経過以降に功績賞の候補者となれる。

・功績賞の受賞者で、受賞者講演等のための協会年会への出席についての旅費の捻出が困難な場合については、日本光生物学協会から、出席旅費を支給する。